

本論文は、国際裁判における判決効の実証分析を通じて国際裁判の性質と機能を巡る理論的問題に答えることを目的としている。すなわち、現在、わが国の国際裁判論では水平的裁判観念と複線構造論が通説となっているが、こうした所説に対する批判的視点となり得る垂直的裁判観念を根拠づけるのが本論文の主たる目的である。加えて、水平的裁判観念と垂直的裁判観念の二分論の限界に触れた上で、その相互補完の視点を提示する。

序章 議論の終わり

国内社会の垂直的構造（集権的権力構造の確立）と異なり、国際社会の水平的構造（集権的権力構造の欠如）を前提とした場合、国際裁判をはじめとする国際紛争解決制度に関しては次の2つの視点が重視されることになる。第1に、水平的裁判観念であり、訴訟当事国と裁判所の関係を水平的・協働的に捉え、こうした関係を基礎として当事者間の自発的な紛争解決がもたらされると解される。ここでは、裁判所の位置付けは訴訟当事国と同列となり、その機能も当事者間の紛争解決の補佐的・助言的なものに止まると解される。第2に、複線構造論であり、国際裁判と他の紛争解決手段の間に優劣・優先順位を認めず、紛争当事者による紛争解決手段の自由選択を尊重し、特に当事者間の対話を促進するという視点のもと、多様な手続の併存・並行的利用を強調する視点が提示される。

他方、国際裁判には垂直的な構造が内包されており、裁判所は当事者と同一平面に存在するのではなく、紛争当事国と裁判所の間には上下関係が構築される。すなわち、当事者間の議論では決着がつかないとき、国際裁判は「議論を終結させる」ために用いられるのであり、「議論を継続する」ために用いられるのではない。さらに、国際裁判は当事者間の議論を終結させるうえで重要な法的性質を有している。すなわち、他の紛争解決手続と異なり、判断に拘束力と終結性（既判力）が認められている。このように、国際裁判制度において議論終結の機能を担っているのが、裁判の最大の特徴である判決効である。換言すれば、判決効を起点として、国際裁判は他の裁判と異なる作用をもたらす、当事者間の議論を終結させることになる。

本論文では、判決効を中心的な分析対象としつつ、上記の理論的問題の解明

を試みるものである。具体的には、第1に、判決の法的効果を既判力という観点から分析する（第1章）。その上で、既判力原則の例外を分析する。例外に関して分析すべきは、まず不服申立手続であり、判決再審手続（第2章）と判決解釈手続（第3章）が検討対象となる。次に、判決の無効原因論であり、無効原因と解されている権限踰越（第4章）と判決理由欠如（第5章）を検討する。

第1章 既判力原則

国際裁判における判決の「正しさ」が如何にして「問われ」得るのか、という視点から、判決の既判力を分析する。既判力は、判決内容の正しさを受け入れることを当事者に義務付ける法的義務として確立しているからである。本章では、判決の既判力が判決の「正しさ」を担保するメカニズムを明らかにした上で、国際裁判の判決が如何にして訴訟当事国間の議論を終結させるのかを検討する。

第1に、学説上、既判力の内容に関しては幾つかの説に分かれているが、国際仲裁裁判、常設国際司法裁判所（PCIJ）、国際司法裁判所（ICJ）の判例においては、既判力は拘束力（*biding force*）と終結性（*finality*）の複合的効果として捉えられている。また、既判力原則の理論的根拠として、紛争解決（判決の終結性）という社会的必要性や裁判目的の実現が指摘される。

第2に、判決の「拘束力」が如何にして判決の「正しさ」に関連するのかを検討する。判決の拘束力は判決遵守の法的義務と同義であり、法的拘束力から（直ちに）「正しさ」を導出するのは法実証主義の基本的な方法論に合致する。判決効の中でも拘束力を重視する見解が見られるが、実際の裁判においては拘束力に起因する問題が多々生じており、拘束力だけで判決の「正しさ」を導き出すのは困難である。第1に、拘束力の客観的範囲に関する問題が生じる。すなわち、判決中で拘束力を有する部分（既判事項）のがどの範囲に及ぶのかが問われるケースが見られる。第2に、拘束力の主観的範囲に関する問題が生じる。いわゆる相対的既判力原則により、判決の拘束力は当該事件の当事者にしか及ばず、他の事件には及ばない。その結果、異なる2つの事件の間では判決内容の抵触・矛盾が生じ、これが解決されない。従って、判決が拘束力を有していたとしても、判決それ自体に「正しく」ない点が残されることになる。

第3に、判決の「終結性」と判決の「正しさ」の関係を検討する。判決が一見して「正しく」ない場合であっても、判決の終結性は「正しくない」という主張自体を遮断する機能を有する。判決の終結性に関しては、不服申立手続（判

決再審と判決解釈) および無効原因論 (特に権限踰越) の検討を必要とする。第 1 に、不服申立に関しては、判例上、既判力原則の例外として認められているのは判決再審手続だけであり、判決解釈手続は例外として認められていない。加えて、再審要件は (条文上および判例上) 極めて厳格に設定・運用されており、実際上は既判力原則の例外として認められる場合はほとんどない。第 2 に、無効原因論 (権限踰越論) に関しては、伝統的な仲裁裁判においては権限踰越が認められた事例が散見されるものの、ICJ 自身の判決に関しては判決無効は認められておらず (すなわち、ICJ 自身が権限踰越を犯し得る可能性が否定されている)、既判力の例外になり得ない (この点に対する批判は第 4 章で扱う)。

以上のように、国際裁判の判決には強い終結性が認められており、判決内容を「問い直す」機会は極端に制限されている。さらに、ICJ はこのような「問い直し得ない」状況をもって法上の判決の「正しさ」を導き出している。第 2 章以下では、既判力原則の例外について詳しく検討する。

第 2 章 判決再審手続

判決再審手続は、判決以前に存在し、判決後に発見された「新事実」を根拠として原判決を覆す手続である。この手続は伝統的に既判力原則の唯一の例外と解されており、既判力原則の内容を明らかにするために重要な手続である。一見すると、再審手続は「事実認定の誤り」を正す手続であると解する余地があるが、この手続は事実認定の「誤謬」を前提としたものではない。本章は、再審手続の形成・発展過程を分析することにより、判決の誤謬の可能性と再審手続の関係を明らかにする。

再審手続が形成された時期 (1899 年のハーグ条約以降)、再審手続は「事実誤認」の存在を要件としていた。すなわち、原判決の事実「誤認」が想定され、これを正すための手続として再審手続が位置づけられていた (事実誤認基準)。他方、その後、事実誤謬の要素は再審手続から排除され、再審要件は「新事実」要件へと変遷し、一般化していく (新事実基準)。なお、中南米の条約実行では依然として事実誤認基準が根強く残っていたが、国際判例においては、事実誤認基準を解釈・適用する場合であっても新事実基準と同一視される場面が見られる。すなわち、国際的な基準としては新事実基準が広く採用されるに至ったと解することができる。「新事実」基準においては、再審原判決における事実認定の誤謬という評価 (が事後的に下される可能性) は排除されており、裁判の無謬性が維持されることになった。

判決再審手続と既判力原則の関係については、既判力毀損説が広く採用されている。特に、再審要件の1つである「決定的影響」要件により、発見された新事実は原審判決と異なる判決を導くことが要求される。このことは、判決再審が原判決の既判力を毀損するものであることが前提とされていることを意味する。

以上の再審要件に加えて、他の要件（時間的要件）も厳格に設定されており、実際の訴訟においても再審要件は厳格に解釈・適用されている。以上より、理論上、再審手続は既判力原則の例外として位置づけられているものの、判決の無謬性を根底から覆す手続としては想定されておらず、また事実上もそうした手続として機能することは期待し得ない。

第3章 判決解釈手続

判決再審手続と異なり、判例および学説上、判決解釈手続は原判決の既判力を毀損しないと解されてきた。判決の解釈は原判決の内容を明らかにするに止まり、原判決の内容を修正・増減させるものではないというのがその理由である。他方、実際の運用においては、判決解釈手続は既判力原則との関係で無視し得ない問題を抱えている。

判決解釈手続には2つの解釈プロセスが存在する。すなわち、①原判決の既判事項の範囲を特定するプロセス（原判決の中で拘束力を有する箇所を確定するプロセス）、および②原判決中の既判事項を説明するプロセス、の2つである。①は既判力原則との間に緊張関係を生み出す。というのも、既判事項は原則として原判決中の主文に認められているが、判例上、原判決の判決理由（の一部）も既判事項として認められるからである。さらに、判決理由中の既判事項を（事後的に）特定する作業として判決解釈手続が作用する。それ故、判決の拘束力の範囲が事後的に特定されることになる。②は原判決の解釈について当事者間に争いが生じた場合に、これを解決するために裁判所が改めて原判決の内容を明らかにする手続である。なお、判決解釈（第2段階）に付随して、既判事項を訂正する例が判例において見られるが（判決主文の修正）、これは判決訂正の事例であり、判決解釈とは区別されるべきものである。

なお、判決の「解釈」というプロセスは、原判決で既に述べられていたことを事後的に明らかにすることであり、解釈内容は原判決時点に遡及すると解されている。他方で、「解釈」は無限連鎖の可能性を含む。すなわち、判決を解釈した判決の解釈が次々に求められる危険性を孕んでいる（特に問題となるのは、

判決解釈請求に時間的要件が課されていない点である)。判決の終結性との関係では、判決解釈手続によって判決の確定性が担保されないという問題を指摘することができる。

第4章 権限踰越

判決の無効原因論は、伝統的な仲裁裁判において主張されたものであり、特定の原因（権限踰越等）の存在を理由に判決無効を主張し、判決履行を拒否する議論である。既判力原則との関係で最も深刻な緊張関係が生み出されるのがこの無効原因論であり、その中でも判例上・実行上で最も頻繁に主張されてきたのが権限踰越である。事項的管轄権の逸脱・脱漏という意味における権限踰越には、実体的問題（管轄権決定権の限界問題）と手続的問題（権限踰越の認定方法）が含まれている。

第1に、実体的問題に関しては、管轄権決定権の限界が如何に設定されるのが問題になる。判例・学説においては、管轄権決定権は絶対的権限（絶対的権限説）ではなく、一定の限界を有していると解されている（相対的権限説）。また、この限界を画する基準として広く採用されているのが明白性基準であるが、基準の内容が不明瞭であるという点に難点が残る。

第2に、手続的問題に関しては、どのような手続を通じて権限踰越が認定され得るのが問題になる。その前提として、訴訟当事国の一方的な判決無効（権限踰越）の主張が認められるか否かが問題となるが、この点に関しては、管轄権決定権に由来する判決の「有効性推定原則」により、判決無効の一方的主張は認められない。加えて、原判決の無効（無効確認）は、両訴訟当事国の同意に基づいて原審判決の既判力を排除し、その上で特殊な手続である「無効確認訴訟」に事案を付託した場合にのみ可能となる。従って、権限踰越が実際に認められるのは、無効確認訴訟を通じた認定が行われる場合に限定される。

なお、上記の議論は、伝統的な仲裁裁判の判決を事後的に ICJ において無効確認請求する場合には当てはまるものの、ICJ 判決自体の権限踰越の可能性（あるいは権限踰越の主張）に対して、ICJ 自身は管轄権決定権を根拠に権限踰越を否定している（絶対的権限説）。

第5章 理由欠如

無効原因論の中で権限踰越に続いて争点となるのが、判決理由の欠如である（ただし、実際に理由欠如が主張・認定される例は、権限踰越に比べるとほん

の僅かである)。

今日、国際裁判において判決「主文」に加えて判決「理由」を記載することはあまりにも広く一般化しており、義務化することの意義は無くなっている。ところが、国際裁判における理由附記義務の形成は、国際裁判の質的転換を意味する。すなわち、①前近代的な仲裁裁判においては理由附記が求められていなかった。その理由は、裁判が法的判断に基づくものではなく、政治的な判断として行われていたからであり、仲裁人の権威に依拠した裁判が行われていたからである。換言すれば、仲裁人の権威を保持するために、判決に対する批判の根拠となり得る判決理由の記載は求められていなかったと解される。これに対して、②近代国際裁判（司法裁判）では、裁判は法的判断に基づくものであることが求められるようになり、これに伴い、判断の客観性・妥当性を担保するものとして判決理由の記載が求められるようになった。このように、理由附記義務が形成された背景には、国際裁判の質的転換を指摘することができる。すなわち、国際裁判は判決主文（のみ）を当事者に提示する垂直的構造から、判決理由を附して判断内容を説明・説得する水平的構造を併有するようになったと評することができる。

判決理由附記義務が確立するに伴い（19世紀末から20世紀初頭）、判決理由の欠如が判決の無効原因として認められるようになる。伝統的に無効原因論は権限踰越と同一視されていたが、理由欠如は権限踰越と分離され、独立した無効原因として認められるようになっていく。ただし、理由附記が一般化した現代国際裁判においては、理由を一切附記しないような場面（単純な判決理由「欠如」）はあり得ないため、理由欠如を根拠とした判決無効確認は想定しにくい。これに対して、「理由欠如」を拡張する試みとして、理由の「不十分性」や「不明瞭性」を根拠として判決理由の「欠陥」を主張する例が見られるようになった。ただし、この場合であっても、判例上、理由欠陥を根拠とした判決無効が認められた例は存在しない。その結果、判決理由欠如は判決の無効原因の1つとして認め得るものではあるが、判決の正当性や妥当性を統制するためのメカニズムとしては作用し得ないと言えよう。

終章 議論の始まり

本書の検討から、判決の終結性（当事者間の議論を終結させる機能）のメカニズムが明らかになった。第1に、判決に対する上訴が禁止されており、判決中の法判断の「誤り」を根拠として判決を攻撃することは認められていない。

第2に、判決の再審が認められるのは「新事実」の発見の場合に限定されており、原判決における事実認定の「誤り」を問い直すことはできない。加えて、再審要件は極めて厳格に設定されており、実際に再審請求が認められる余地はほとんどない。第3に、判決解釈は事後的な判決内容の特定や解釈連鎖の危険があるものの、原判決の既判力を棄損しない。第4に、仲裁裁判判決の権限踰越は認められるが、ICJ判決における権限踰越は管轄権決定権（絶対的権限説）によって否定されている。第5に、判決理由欠如による判決無効は生じ得るが、判決理由の妥当性（当否）を問い直すことは困難である。以上のように、国際裁判においては判決の終結性が強く認められており、判決に対する異議申立は厳しく排除・制限されている。国際裁判制度は、当事者間の議論を継続させることを目的とした制度ではなく、むしろ当事者間の議論を終結させることを目的とした制度と捉えられる。

他方で、判決の無謬性テーゼは完全なものではなく、幾つかの綻びが生じている。第1に、既判力原則によって「終結性＝無謬性」テーゼが基礎付けられているものの、同原則の適用を通じて、不明瞭な判決や判決間の矛盾といった「不正」が構造的に生じる（第1章、第3章）。第2に、判決解釈手続においては、既判事項の客観的範囲が事後的に確定されることになるため、実質的に判決の「終結性」は維持されていない（第3章）。第3に、ICJは自らの判決における権限踰越の可能性を否定しているが、管轄権決定権の相対性からして、ICJ判決においても権限踰越の可能性は否定し得ない（第4章）。このように、無謬性テーゼは難点を露呈している。すなわち、仮に判決が「終結的」であったとしても、判決に対する異議や批判は実際には残存し、訴訟当事者間の議論が実際に終結する訳ではない。

こうして、国際裁判制度には、当事者間の議論を終結させる側面と議論を継続させる側面が併存している。一方で、裁判システムの内部の視点から見た場合、判決の「正しさ」を巡る当事者間の議論は判決によって法的に終結させられる。他方で、裁判システムの外部の視点から見た場合、判決の「正しさ」を巡る当事者（および訴外の第三者）の議論は判決後も継続する。ここで、裁判システム自体の維持という視点から見た場合、システム外部の視点からの判決批判を無視し続けることは望ましくない。国際社会においても、諸国家の信頼を損なった形では垂直的な裁判構造を維持するのは不可能だからである。

また、国際裁判の判決は、暫定的であるが故に終結性が付与されるという本来的に矛盾した性質を有する。この場合、当事者間の議論との関連において判

決は次のように位置付けられる。第1に、裁判判決は特定の事件の枠内においてのみ終結的であり、当事者間の議論に「区切り」(=決着)をもたらす。ただし、この区切りは判決後の当事者間の議論を完全に封印するものではなく、当事者はこの区切りを契機・土台として、判決後にも議論を継続させる。この判決後の段階において、裁判判決は当事者にとって1つの「抛り所」として機能する。すなわち、判決が最低限の法的確実性をもたらし、国家の行動の方向性を定め、公平な指示をもたらす。このように、当事者にとって判決は議論の「仕切り直し」の役目を果たす。第2に、訴訟当事者は判決によって仕切り直しを求められることになるが、このことは、判決の前後を通じて当事者間の議論が不変的・連続的なものとして捉えられることを意味しない。裁判判決による区切り(=決着)によって、当事者間の議論に一応の断裂がもたらされるからである。ここで、裁判判決は、裁判以前の当事者間の法状態とは異なる法状態へと当事者を置き換える作用を有する。「仕切り直し」は、当事者間の議論を停止させるだけでなく、判決の前後で当事者間の法的関係に変化をもたらして当事者間の議論を新たなサイクルに転換する役割を果たすものと捉えられる。このように、判決が「区切り」(=決着)をもたらすことができるのは、判決効(終結性)が認められているためである。

なお、垂直説か水平説かいずれか一方の立場で裁判システムの全体を説明することは困難である。終章で見たように、裁判システムを総体的に見れば、判決によって一応の決着(区切り)が付けられるものの、当事者間の議論は「継続」し、判決は「仕切り直し」の意味しか有さない。また、制度の信頼性という観点からも当事者目線の裁判運営が求められることは否定し得ない(水平的裁判観念)。さらに、本書の分析を通じて垂直説の難点も数多く明らかになった。この点で、本書は裁判の垂直構造を中心的に位置付けた上で、水平説による補完を要するという理解に立っている(水平補完説)。ただし、本書の分析結果は、垂直説を基礎付ける「終結性」や「無謬性」概念を解明するものではあるものの、水平補完の側面に関する実証研究には踏み込めていない。従って、この点についての分析は別途行う必要がある。